東大和市公示第５８号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和３３年法律第７９号）第９条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

その関係図面は、令和８年１１月１６日から１１月３０日（土日を除く）の８時３０分から１７時までの間、当市まちづくり部下水道課に備え置いて縦覧に供する。

令和８年１１月１６日

東大和市長　和地　仁美

記

１　供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和８年１２月１日

２　下水を排除及び処理を開始すべき区域

東大和市芋窪五丁目１１３４番４、１１４２番１、１１４８番１の一部、
１１４９番２、１１５０番３、５、７、８の全部
東大和市高木二丁目１９６番、１９７番１、２、３、４の全部
東大和市上北台一丁目８１３番１、２１、２２の一部、
８１３番１０の全部

３　供用を開始しようとする排水施設の位置

東大和市芋窪五丁目１１４２番１、１１４８番１、１１４９番２の一部
東大和市高木二丁目１９６番、１９７番１、２、３、４の全部
東大和市上北台一丁目８１３番２２の全部

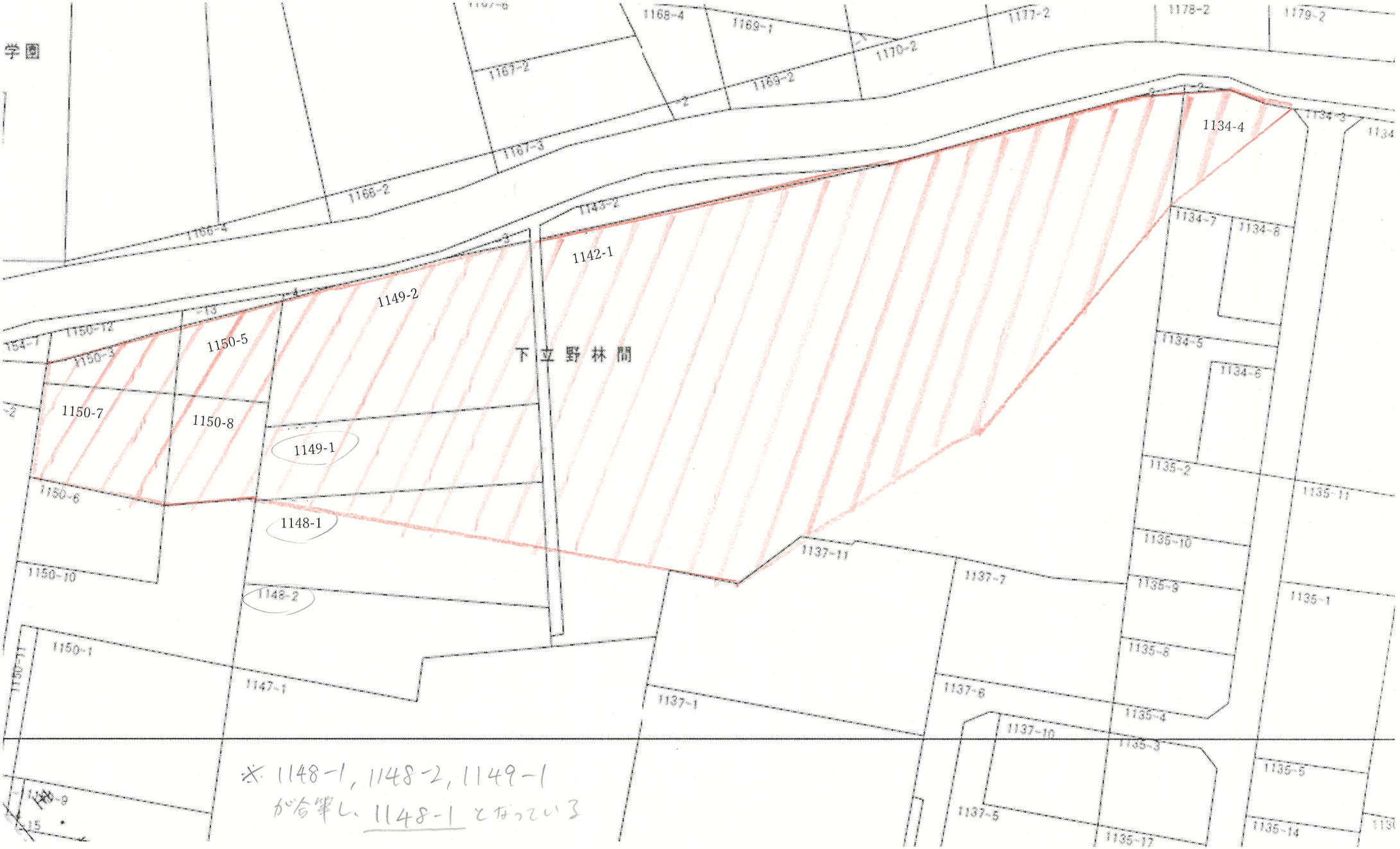
４　供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別

分流式（汚水）

５　流域下水道の終末処理場の位置及び名称

位置：東京都清瀬市下宿三丁目１３７５番地
名称：清瀬水再生センター

６　略図（別紙のとおり）



※ 1148-1, 1148-2, 1149-1
が合筆し、1148-1 となっている


※ 197-1 は
197-1と197-3,
197-2は
197-2と197-4に
それぞれ分筆している。


※813-12
813-1, 813-21, 813-22
に分筆している。
813-1
813-12
813-13
813-14
813-15
813-16
813-17
813-18
813-19
813-20
813-2
949-42
949-44
949-46
902-122
902-228
902-123
902-124
902-125
902-129
902-126
902-130
902-127
902-131
902-128
902-132
902-216
902-168
902-186
902-212
902-187
902-188
902-194
816-4
816-21
816-5
816-1
816-10
816-11
816-12
816-13
816-14
816-15
816-16
816-17
816-18
3-4
3-3
3-6
3-11
3-15
3-16
3-13
5-9
4-14
4-15
4-6
4-9
4-10
4-11
上北台公園